

地縁団体の認可に 関する手引き

令和3年 11 月 26 日改訂版

高根沢町総務課

もくじ

地縁による団体の認可について	P. 2
1 申請できる団体	P. 2
2 認可の要件	P. 2
3 認可申請手続	P. 4
4 認可後の手続等	P. 6
5 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	P. 7
6 認可地縁団体の義務	P. 9
7 認可の取消しと解散	P. 10
8 認可地縁団体の性格	P. 10

<参考様式>

参考様式1 規約	P. 12
参考様式2 総会議事録	P. 19
参考様式3 構成員の名簿	P. 20
参考様式4 承諾書	P. 21
所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	P. 22

※ 認可申請等の様式については、「高根沢町地縁による団体の認可に関する要綱（以下「要綱」といいます。）」に規定するものを、印鑑登録等の様式は、「高根沢町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（以下「印鑑規則」といいます。）」に規定するものを用いてください。

地縁による団体の認可について

自治会などは、地方自治法上「地縁による団体」と呼ばれ（地方自治法第260条の2）、地域的な共同活動の円滑化のため、町長の認可を受けて法人格を取得することができます。

※以下、町長の認可を受けた地縁による団体を「認可地縁団体」といいます。

1 申請できる団体

町又は字の区域その他町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

【認可できない団体】

特定の活動を行う団体（例えばスポーツ同好会）や、年齢や性別等特定の条件を必要とするような団体（例えばシニアクラブ）は対象となりません。

【認可できない場合】

地縁による団体であっても、認可申請の目的が、その規約に定める目的を遂行するためでない場合は対象となりません。

2 認可の要件

認可を受けるには、以下の4つの要件全てを満たしていることが必要です。

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること

・「地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会活動のことです。これらを目的と

することを規約に明記する必要があります。

- ・「現に活動を行っている」と認められること」は、活動実績報告書等（これまでの総会資料等）により確認します。

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること

- ・規約の中で区域を規定する必要があります。また、河川・道路等で区域が画されている地図など、その区域を明確にわかりやすく示した資料の提出も必要です。なお、区域は現況（飛地も可）によるものとし、認可にあたり新たな区域を設定することはできません。

(3) その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること

- ・年齢・性別・国籍等を問わず、「区域に住所を有する全ての個人」が構成員となれることが要件です。
- ・「相当数の者」とは、その区域の全住民（自治会等に参加していない人や未成年者を含む。）の概ね半数以上をいいます。

※構成員は「世帯単位」ではなく「個人単位」となります。

(4) 規約を定めていること

【規約に盛り込まなければならない事項】

- ①目的
- ②名称
- ③区域
- ④主たる事務所の所在地
- ⑤構成員の資格に関する事項
- ⑥代表者に関する事項
- ⑦会議に関する事項
- ⑧資産に関する事項

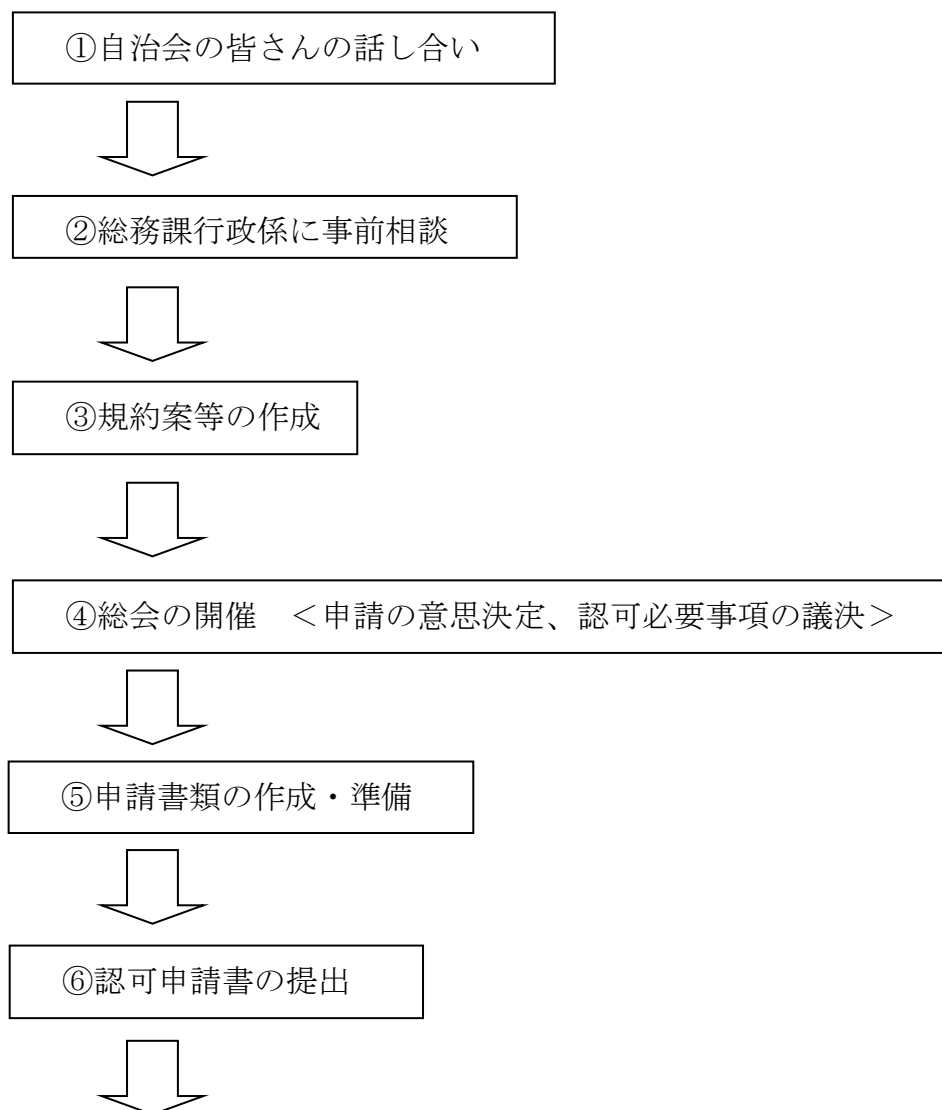
【※ご注意ください】

自治会で所有している不動産について、当該不動産の登記簿上の所有者が既に亡くなっている場合は、相続の手續等により、登記名義人の所有権移転登記が必要になります。

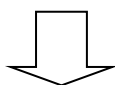
町長の認可により、個人から自治会へ自動的に所有権が移転することはありませんのでご注意ください。

3 認可申請手續

(1) 手續の流れ



⑦認可要件審査（総務課行政係）



⑧町長による認可・告示

【話し合い】

認可申請することについて、自治会の中でよく話し合ってください。認可を受けるためには、その区域の全住民（個人）を対象とした総会で議決することが必要です。

また、それ以外にも、認可を受けるのに必要な事項（認可要件に合致する規約の決定または改定、構成員の確定、申請代表者の決定など）については、総会の議決が必要となります。

なお、総会に出席しない構成員は、書面（メールその他の電磁的方法によるものを含む。）によって、又は代理人によって表決をすることができるとされています。

【提出書類】

No.	書類等の名称	摘 要
1	認可申請書（要綱様式第1号）	
2	規約	認可要件を満たすもの（参考様式1）
3	認可申請することを総会で議決したことを証する書類	（参考様式2）
4	構成員の名簿	（参考様式3）
5	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を現に行っていることを記載した書類	総会に提出された事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等
6	申請者が代表者であることを証する書類	・申請者が代表者に選出されたときの総会議事録の写し（参考様式2） ・申請者が代表者になることを承諾した旨の承諾書（参考様式4）
7	代表者の職務執行停止及び職務代行者選任の有無並びに代理人の有無を記載した書類（要綱様式第2号）	民事保全法に基づく処分の有無
8	区域を示した図面	赤線等で区域を囲んで示した地図

【申請・認可】

- ・認可申請書類一式を、総務課行政係へ提出してください。
- ・認可要件を満たしているかどうかの書類審査を経て、認可要件を満たしていると確認できたときは、町長が認可及び告示を行います。
- ・申請から認可までは1か月程度かかります。

4

認可後の手続等

(1) 認可地縁団体としての印鑑登録

- ①印鑑登録を申請できる人
 - ・認可地縁団体の代表者
- ②印鑑登録申請に必要なもの
 - ・認可地縁団体印鑑登録申請書（印鑑規則様式第1号）
 - ・登録する団体印（大きさに制限があります）
 - ・代表者の個人印（登録印鑑）、印鑑登録証、身分証明書

(2) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付

- ①交付申請できる人
 - ・認可地縁団体の代表者
- ②交付申請に必要なもの
 - ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（印鑑規則様式第3号）
 - ・登録した団体印
 - ・申請者の身分証明書
 - ・手数料（証明書1通につき200円）

(3) 告示事項証明書の交付

- ①交付申請できる人
 - ・制限なし
- ②交付申請に必要なもの
 - ・告示事項証明書交付申請書（要綱様式第6号）
 - ・手数料（証明書1通につき200円）

(4) 不動産登記【必要に応じて】

町が発行する告示事項証明書等を添付して申請します。

不動産登記手続の詳細は、宇都宮地方法務局（宇都宮市小幡2-1-11，
TEL：028-623-6333）にお問い合わせください。

5 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

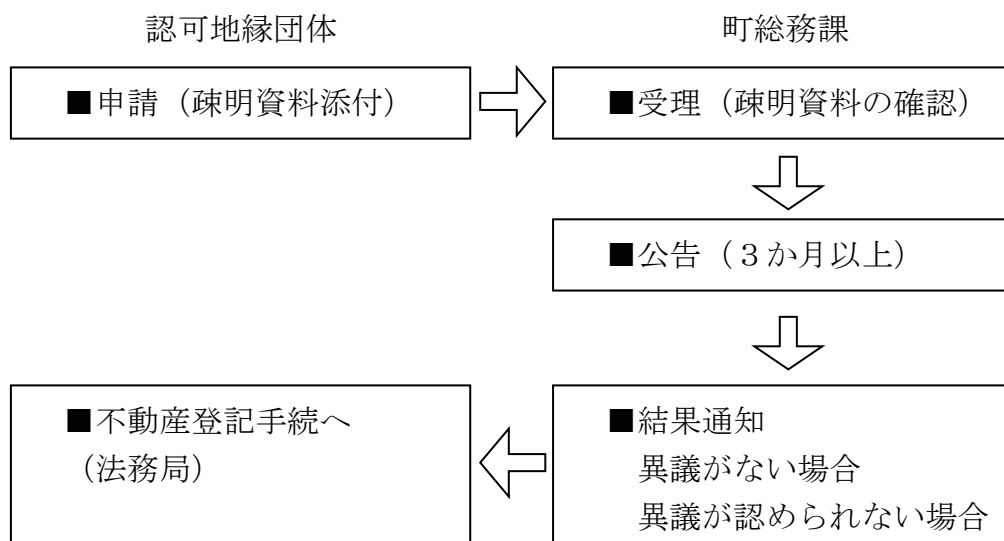
(※平成27年4月1日～)

認可地縁団体が所有する不動産に係る所有権の保存又は移転に際し、登記名義人や相続人が不明なために手続が困難なものについて、認可地縁団体からの申請により、市町村長が公告手続を経て証明書を発行することで、認可地縁団体が単独で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記の申請を行うことができる特例が設けられています。

(1) 手続の条件

- ①認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- ②申請不動産を10年以上にわたり所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
- ③当該不動産の表題部所有者又は登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又は構成員であった者であること。
- ④当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

(2) 手続の流れ



(3) 申請書類等

No.	必要書類等	摘 要
1	登記公告申請書	・様式はP.22参照
2	不動産登記事項証明書 【全部事項証明書】	・法務局で発行されるもの
3	申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類	・申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて確認できる総会資料・総会議事録等
4	申請者が代表者であることを証する書類	・申請者が代表者に選出されたときの総会議事録の写し ・申請者が代表者になることを承諾した旨の承諾書
5	次のことを疎明するに足りる資料 (1) 不動産を所有していること (2) 10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること	・申請不動産を管理していると分かる事業報告書等 ・次の資料 ア 公共料金の支払領収書 イ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本 ウ 旧土地台帳の写し エ 固定資産税の納税証明書 オ 固定資産課税台帳の記載事項証明書等 ※資料の入手が困難な場合は、入手が困難な理由書と、精通者等の証言を記載した書面、認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真等
	(3) 登記名義人が構成員であること	・構成員の名簿 ※資料の入手が困難な場合は、入手が困難な理由書と、精通者等の証言を記載した書面
	(4) 登記関係者の所在が知れないこと ※登記関係者のうち少なくとも一人について所在が知れないことを疎明することで要件を満たすこととなります。	・町長が「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面 ・「宛先人不明」として返還された配達証明付郵便 ・精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

6

認可地縁団体の義務

(1) 告示された事項に変更があったとき

次の書類を提出してください。

なお、変更があった旨を証する書類は変更内容によって異なりますので、総務課行政係にご相談ください。

No.	書類等の名称	摘 要
1	告示事項変更届出書（要綱様式第4号）	
2	告示された事項に変更があった旨を証する書類	総会議事録の写し等

変更のあった事項が認可要件を満たしているかどうか書類審査を行います。審査の上、認可要件を満たしていると確認できたときは、町長が認可及び告示して告示事項変更手続は完了です。なお、審査には1週間から3週間程度かかります。

(2) 規約を変更するとき

次の書類を提出してください。

No.	書類等の名称	摘 要
1	規約変更認可申請書（要綱様式第7号）	
2	規約変更の内容及び理由を記載した書類	
3	規約変更を総会で議決したことを証する書類	総会議事録の写し

書類審査の上、規約変更認可通知書により通知します。

なお、規約の変更内容が、名称、目的、区域、事務所、解散の事由など、告示された事項である場合は、別途、(1)の告示事項変更届出が必要になります。

※町長の変更認可・告示がないと、変更された事項や規約内容は変更したことにならず、効力がないため第三者に対して対抗できません。

(3) 財産目録の作成と備置義務

財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

(4) 構成員名簿の作成と備置義務

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置くとともに、構成員の変更あるごとに訂正してください。

(5) 総会開催の義務

少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。

7 認可の取消しと解散

(1) 取消し

認可地縁団体が次のいずれかに該当するとき、町長は認可を取り消すことがあります。

- ① 「2 認可の要件」のいずれかを欠くことになったとき。
- ② 不正な手段により認可を受けたとき。

(2) 解散

認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散します。

- ① 規約に定めた解散事由の発生
- ② 破産手続開始の決定
- ③ 認可の取消し
- ④ 総会の決議
- ⑤ 構成員が欠けたこと。

なお、解散は民法の規定が準用され、町長に対する届出（町長による解散告示のため）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続が必要です。

8 認可地縁団体の性格

(1) 法律上の権利義務の主体となることができ、法人格を有します。

(2) 税金については、認可の前後で変わらないように措置されていますが、法人

税法においては公益法人等とみなされ、収益事業のみ課税対象となります。
詳しくは、税務課や税務署等にお問い合わせください。

(不動産登記時の登録免許税の減免はありません。)

- (3) 認可により権利能力を取得した後も、住民により自発的に組織された任意団体であることに変わりありません。
- (4) 法律上の公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部でもありません。
- (5) 認可地縁団体が行う活動について、町長は一般的監督権限を持ちません。
- (6) 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。
- (7) 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはいけません。地縁団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。
- (8) 特定政党のために活動することはできません。

参考様式1

〇〇自治会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、〇〇自治会という。

(区域)

第2条 この会は、高根沢町大字〇〇のうち、別表に定める区域に住所を有する者をもって構成する。

(事務所の所在地)

第3条 この会は、事務所を高根沢町大字〇〇番地「〇〇公民館」に置く。

第2章 目的

(目的)

第4条 この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 防火、防犯、交通安全に関すること。
- (4) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。
- (5) 会員の福利厚生に関すること。
- (6) 集会施設の維持・管理運営に関すること。
- (7) その他目的を達成するために必要なこと。

第3章 会員

(会員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、全てこの会の会員になることができる。

- 2 前項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を班長を経由して会長に提出するものとする。

2 この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

3 この会の区域に入居した個人又は団体に対しては、この会は、これらの者にこの会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、班長を経由して会長に届け出なければならない。

2 会員が、次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 会の区域内に居住しなくなったとき。

(2) 死亡又は解散したとき。

(3) 会費を3年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

3 第1項及び前項第1号の場合において、賛助会員となることを妨げるものではない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会した会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員)

第11条 この会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副 会 長 1 名

(3) 会 計 1 名

(4) 監 事 2 名

(5) 評議委員 若干名

(6) 班 長 若干名

(役員を選出)

第12条 評議委員及び班長を除く役員を選出は総会において選出する。

2 評議委員及び班長は、各班からの推薦による。

3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、この会の会計事務を処理する。

4 監事は、この会の業務及び会計を監査する。

- 5 評議委員は、この会の会務の執行事務を処理する。
- 6 班長は、この会の会務の具体化について協議する。

(役員任期)

- 第14条 この会の役員任期は、会長、副会長、会計、監事及び班長は1年、評議委員は2年とし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じたときは、第12条により補充することができる。この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 会 議

(会議の種類)

- 第15条 この会の会議は、総会、役員会及び班長会とする。
- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。
 - 3 役員会及び班長会は、必要の都度開催する。

(会議の構成)

- 第16条 総会は、会員をもって構成する。
- 2 役員会は、会長、副会長、会計及び評議委員をもって構成する。
 - 3 班長会は、会長、副会長、会計及び班長をもって構成する。

(権能)

- 第17条 総会は、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算に関する事。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
 - (3) 会則の制定改廃に関する事。
 - (4) 役員を選任に関する事。
 - (5) その他この会の運営に係る重要事項に関する事。
- 2 役員会は、次の事項を審議する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
 - (2) 総会に付議すべき事項に関する事。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事。
- 3 班長会は、次の事項を審議する。
- (1) 会務の具体的執行に関する事。
- 4 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(通常総会)

- 第18条 通常総会は、毎年1回開催する。

(臨時総会)

第19条 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は、会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。 (役員会)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は、役員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。 (招集)

第21条 総会、役員会及び班長会は、会長が招集する。

2 会長は、第19条の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から10日以内に役員会を招集しなければならない。

4 総会、役員会を招集する場合は、会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席会員のなかから選任する。

2 役員会及び班長会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては総会員、役員会及び班長会においては委員現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 役員会及び班長会の議事は、委員の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面議決)

第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会員又は委員の現在数

(3) 会議に出席した会員の数又は委員の氏名 (書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した会員又は委員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入
- (6) 次に掲げる資産

土地 〇〇〇〇平米

建物 〇〇〇〇平米

(資産の管理)

第28条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

- 2 前条第6号に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第29条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第30条 この会の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第31条 この会の事業報告及び収支決算は、財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第32条 この会の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇〇日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 この会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、高根沢町に寄附するものとする。

第8章 雑 則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第35条 この会は、その事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類
- (4) 会員に関する書類
- (5) 会議議事録
- (6) 会員名簿
- (7) 資産台帳
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (10) 事業計画書及び収支予算書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第36条 役員会は、この規約を実施するに当たって、必要がある場合には、細則を定めることができる。細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(旧規約の廃止)

2 〇〇〇〇〇規約は、廃止する。

(経過措置)

3 この規約の施行期日における会長、副会長、会計、監事及び班長は、この規約の定めにかかわらず、その任期は、〇〇年〇〇月〇〇日までとし、評議委員の任期は、〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

4 この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。

細 則

〇〇自治会旅費支給内規

第1条 役員及び会が指名する者が会の用務のため出張するときは、この内規の定めるところにより旅費を支給する。

第2条 旅費は、次のとおりとする。

- (1) 県外旅費
- (2) 県内旅費

第3条 県外旅費は、交通費及び宿泊料として次の区分によるものとする。

- (1) 交通費 実費を支給する。
- (2) 宿泊料 1泊 〇〇〇円又は実費を支給する。

第4条 県内旅費は、交通費実費を支給する。ただし、宿泊を必要とするときは、前条の県外旅費に準じて支給する。

附 則

この内規は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

参考様式 2

総 会 議 事 録 (抄本)

1 日 時

年 月 日 午 時 分 開 会
午 時 分 閉 会

2 場 所

高根沢町大字〇〇〇〇〇番地 〇〇〇公民館

3 会員の出欠

出席者 (委任状による出席者を含む) 人
欠席者 人

4 総会に付した事項

- (1) 〇〇〇自治会規約の制定・変更について
- (2) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 2 項に規定する地縁による団体の認可申請について
- (3) 〇〇〇〇氏を会の代表者とするについて
- (4) 〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏を議事録署名人に選任することについて

5 地縁による団体の認可申請にかかる総会の審議概要

- (1) 〇〇〇自治会規約の制定 (変更) については、出席者の全員をもって可決した。
- (2) 地方自治法第 260 条の 2 第 2 項に規定する地縁による団体の認可申請については、出席者の全員をもって可決した。
- (3) 〇〇〇〇氏を会の代表者とするについて、出席者全員が同意した。
- (4) 〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏を出席者全員の同意により、議事録署名人に選任した。

上記は、年 月 日開催の〇〇〇自治会の総会議事録の抄本であることを証明する。

年 月 日

議 長
議事録署名人
議事録署名人

参考様式4

承 諾 書

団体の名称

団体所在地

私は、 年 月 日開催の総会の議決に従い、上記団体の代表者となることを承諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

申請書様式（第二十二條の二の二関係）

年 月 日

高根沢町長

様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

地縁団体の認可に関する手引き

高根沢町総務課

〒329-1292 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053 番地

Tel 028-675-8101 fax 028-675-2409